

社会福祉法人つどいの家
定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人つどいの家（以下「法人」という。）定款第49条の規定により、法人の管理運営及び業務の執行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題及び議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、毎年6月の定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続)

第5条 理事長は、評議員会を招集するときは、日時、場所及び議題並びに議案等の招集事項を理事会の決議を得、会の日の7日前までに提出議案を添付のうえ、書面を持って通知しなければならない。

2 理事長は、評議員の承諾を得たうえで、電磁的方法により通知を発することができる。

3 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

4 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、仙台市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

5 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項に掲げる事項を定めなければならない。

(招集手続きの省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電

磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第7条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の互選により選出する。

(評議員提案権)

第8条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日から4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会における決議に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第9条 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。

2 評議員会の決議事項及び決議要件は、定款第10条のとおりとする。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(議決の省略)

第10条 理事が、議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第11条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員に報告する。

(理事等の説明義務)

第12条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）

ア 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を当法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより当法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第13条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、開催の日時、場所、出席した評議員の氏名及び欠席した評議員の氏名、出席した理事並びに監事の氏名、評議員現員議長の氏名、議事録作成者の氏名、提出議案の標題、議案に対する発言要旨及び決議結果を記載又は電磁的記録し、議事録署名人2名が記名押印のうえ、提出議案書を添付するものとする。

2 評議員会の議決があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名
 - (3) 評議員会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録は、袋とじ等を行い、所定の場所に割印し、改ざんできないようにし、評議員会の日から10年間主たる事務所に保存する。
- (欠席した評議員への議案書等の送付)
- 第14条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して、議案書等の書面若しくは電磁的記録を評議員会終了後15日以内に送付するものとする。

第4章 理事会

(理事会の開催)

- 第15条 理事会は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 2 その他、理事会は、次の各号の事項に該当する場合に開催することができる。
- (1) 理事長が、必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

- 第16条 理事会は、理事長が招集する。ただし、次の各号に掲げる場合は除く。
- (1) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときで理事が招集する場合。
 - (2) 前条第2項第3号及び同条第2項第4号の規定により、理事が招集する場合。
 - (3) 前条第2項第5号の規定により、監事が招集する場合。
- 2 定款第26条第2項の規定とおり、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。
- 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続)

第 17 条 理事会を招集する場合は、理事会の日の 7 日前までに、理事会の目的である事項、理事会の日時、場所を定め理事及び監事全員に通知しなければならない。ただし、理事長が必要と認めたときは、理事会の目的である事項を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 理事会の議長は、その都度理事会に出席した理事の互選により選出する。

(理事会の決議事項)

第 19 条 理事会の決議事項は、定款第 25 条のとおりとし、その他法人運営に関する事項、役員の選任・解任等に関する事項、財務・計画・報告に関する事項、その他必要な事項とする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第 20 条 理事は、次の各号に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。
- (3) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由、取引の内容
- (2) 取引の相手方・金額、時期、場所
- (3) 取引が正当であることを示す参考資料
- (4) その他必要事項

3 前項により理事会に示す事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第 21 条 理事が、前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第 22 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数を持って決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

(報告の省略)

第 24 条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、

当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び常務理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第 25 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 26 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録を持って作成し、開催の日時、場所、出席した理事及び監事並びに欠席した理事及び監事の氏名、理事および監事現員、議長の氏名、提出議案書の標題、議案に対する発言要旨及び決議結果を記載又は電磁的記録し、出席した理事長が署名又は記名押印のうえ提出議案を添付するものとする。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
- (3) 決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 報告を要しないとされた場合の理事会の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 報告を要しないとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、袋とじ等を行い、所定の場所に割印し、改ざんできないようにし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に保存する。

(欠席した理事及び監事への議案書等の送付)

第 27 条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して、議案書等の書面又は電磁的記録を理事会の終了後 15 日以内に送付するものとする。

第 5 章 役員を選任

(役員選任手続)

第 28 条 理事長は、役員任期満了直前の定時評議員会において、次期役員となるべき者が選任されたのち、評議員会の決議を得た上で、選任された者に委嘱状を交付しなければならない。

2 委嘱状を受けた役員は、就任承諾書（実印を使用）及び履歴書を理事長あてに提出しなければならない。

(役員に欠員が生じた場合の選任手続)

第 29 条 役員に欠員が生じた場合の新たな役員を選任については、前条の規定を準用する。

第 6 章 理事長等の執行権限

(理事長の専決事項等)

第 30 条 定款第 18 条の定める理事長の専決事項は、別表 1 のとおりとする。

(常務理事の専決事項等)

第 31 条 定款第 16 条第 3 項の定める常務理事の専決事項は、法人の事務事業のうち、主として法人本部の日常軽易な事務とする。

第 7 章 監事

(監事の選任議案)

第 32 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第 33 条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第 34 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第 8 章 法人本部

(法人本部の分掌事務及び職員の職務)

第 35 条 法人に法人本部を置き、分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 職員の身分、給与及び福利厚生に関すること。
- (2) 評議員会及び理事会に関すること。
- (3) 諸規程に関すること。
- (4) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 登記事務に関すること。
- (6) 事業計画及び予算に関すること。
- (7) 事業報告及び決算に関すること。
- (8) 資金計画、調達及び運用に関すること。
- (9) 定款第 1 条に規定する事業の推進に関すること。
- (10) その他理事長が必要と認めたこと。

2 法人本部に次の職員を置き、前条各号の職務を担う。

- (1) 総務部長
- (2) 総務課長

- (3) 総務課リーダー
- (4) 総務課主任
- (5) 事務員

3 事業所及びその他の事業に従事する事務員は、第1項の各号に規定する職務を兼務して行うことができる。ただし、法人の職務によって、施設及びその他の事業に支障がある場合を除く。

第9章 その他

(秘密の保持)

第36条 法人の評議員、理事及び監事、評議員選任・解任委員会の委員（以下「役員等」という。）並びに役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第37条 この細則の改廃は、理事会の決議を経ておこなう。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成15年1月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成24年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細則は、令和6年12月1日から施行する。

別表第1 理事長専決事項

- 1 事業所長及びその他管理者（以下「事業所長等」という。）の任免を除く職員の任免に関する事。
- 2 役員及び事業所長等の出張命令及び復命に関する事。
- 3 職員の日常の労務管理、福利厚生に関する事。
- 4 職員の職務に専念する義務の免除、服務に関する諸願の許可又は承認に関する事。
- 5 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。
- 6 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- 7 短期運営資金の借入に係る契約であって担保提供を必要としない範囲内のもの。〔概ね 1,000 万円以下〕
- 8 収入に関する事。
- 9 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの。〔ただし、500 万円未満〕
 - (1) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - (2) 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - (3) 緊急を要する物品の購入等
- 10 予算の範囲内での支出に関する事。
- 11 運用財産のうち、金額（評価額を含む）100 万円未満のものの取得、処分、改良等のための支出、及び担保の提供に関する事。（ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く）
- 12 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えられないと認められる物品の売却及び廃棄。（ただし法人運営に重大な影響のあるものを除く）
- 13 予備費の充用に関する事。
- 14 継続事業の受託に関する事。
- 15 寄附物品の受入れに関する事。（ただし法人運営に重大な影響のあるものを除く）
- 16 利用者に関する事。（ただし法人運営に重大な影響のあるものを除く）
- 17 重要な公告、通知、催告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- 18 前号に定めるもののほか、法人に関して定例又は軽易な事項に関する事。